

調書（決定）

事件の表示 令和 7 年（行ヒ）第 36 号

決定日 令和 7 年 1 月 27 日

裁判所 最高裁判所 第一小法廷

当事者等 申立人 X会社

相手方 国

同補助参加人 Z1 地本

同補助参加人 Z2 組合

同補助参加人 Z3 分会

原判決の表示 東京高等裁判所令和 6 年（行コ）第 161 号（令和 6 年 1 月 6
日判決）

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第 1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第 2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

令和 7 年 1 月 27 日

最高裁判所 第一小法廷